

県産品販売・情報発信拠点
「取扱商品出品要領」の手引き

岐阜県
ジャパンパブリックプライベートパートナー機構株式会社

令和6年4月

目 次

1. はじめに	1
2. 県産品販売・情報発信拠点について	1
(1) 所在地	
(2) 運営について	
(3) 問い合わせ窓口	
3. 対象商品	1
4. 申込資格	2
5. 取扱商品の申込み等	2
(1) 商品取扱申込書の提出	
(2) 内容のチェック	
(3) サンプル等の確認	
(4) 申込みの期限	
(5) 商品選定	
6. 取引条件等	2
(1) 商品の取扱期間	
(2) 決済（支払サイト）	
7. 取扱を希望する前に	3
(1) 表示等の法令順守	
(2) PL 保険等の加入	
8. 申込書等作成の留意点	3
9. テスト販売	3

1. はじめに

この手引きは、「県産品販売・情報発信拠点における取扱商品の出品要領（以下「出品要領」という。）」に定めているもののほか、その運用方針や手続き等について解説しています。

出品申込等をするにあたっては、この手引きを参考に手続き等を行ってください。

2. 県産品販売・情報発信拠点について

(1) 所在地

岐阜市橋本町1-10-1

「ワールドデザインシティ・GIFU（アクティブG）」 2階 204区画

(2) 運営について

県産品販売・情報発信拠点の運営については、民間事業者へ委託します。出品要領やこの手引きで「運営事業者」と表記しているのは、次の事業者のことを言います。

○運営事業者（委託先）

株式会社ジャパンパブリックプライベートパートナー機構株式会社

（岐阜市東興町27番地中広ビル3F）

(3) 問い合わせ窓口

岐阜県 商工労働部 地域産業課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111（内線）3813

3. 対象商品

(1) 次の各号のいずれかに該当する商品であること。

① 農林水産物については、岐阜県内で生産、収穫されたものであること。

② 農林水産物以外の商品（加工食品、工芸品等）については次のとおりとします。

ア) 商品の主要な原材料が岐阜県産であって、商品の製造または加工の最終段階が県内の事業者によって行われていること。

イ) 商品の主要な原材料が岐阜県産であって、県外の事業者により製造または加工された商品の場合は、商品の販売が県内の事業者によって行われていること。

ウ) 商品の主要な原材料が県外産であっても、その製造または加工の最終段階を県内の事業者が行っているか若しくはその販売を県内の事業者が行っていること。

（ただし、岐阜県らしさなど岐阜県のPRやイメージアップにつながる商品である必要があります。）

このア)、イ)、ウ) を表にまとめると、次のようになります。

	県内事業者が 製造加工	県外事業者が製造・加工	
		商品の販売が 県内事業者	商品の販売が 県外事業者
主な原材料が 県内産	○ ア)	○ イ)	×
主な原材料が 県外産	○ ウ)	○ ウ)	×

(2) 上記(1)に掲げるもの以外の商品で、地域産業課長が必要と認めるもの。

(3) 安全安心のため、次の各号のすべてを満たしていること。

① 食品表示法、農薬取締法、薬事法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法、JIS規格（日本工業規格）等、その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。

- ② 品質・衛生管理が適正に行われていること。
- ③ PL保険等に参加し、事故等が発生した場合に被害者の救済ができること。
- ④ 知的財産権の係争中でないこと。
- ⑤ 発火、爆発等の危険性がないこと、また異臭発生のおそれがないこと。
- ⑥ 公序良俗に反しないものであること。
- ⑦ 事業者は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

4. 申込資格

- (1) 岐阜県内に事務所または事業所を有する個人、法人、その他の団体とする。
- (2) 上記3.(2)に該当する商品を出品しようとする者で地域産業課長が認める者とする。

5. 取扱商品の申込み等

(1) 商品取扱申込書の提出

県産品販売・情報発信拠点での商品取扱いを希望する方は、「商品取扱申込書」1部と「商品取扱申込票」を1商品につき1部、企業及び商品のパンフレット等の必要書類を添えて、THE GIFTS SHOP まで提出してください。

郵送の場合は、「申込書在中」と明記のうえ次の住所に送付してください。

なお、提出のあった書類は、返却しませんので、ご了承ください。

〒500-8856 岐阜市橋本町1-10-1 アクティブG 2階 THE GIFTS SHOP

THE GIFTS SHOP に直接来店して申し込みを希望される方は、事前に面談予約をしていただき、取り扱い希望商品と名刺、パンフレット等をご持参のうえご来店ください。

※「商品取扱申込書」「商品取扱申込票」は、県ホームページから入手してください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/shoko-rodo/kensanpinryutsusien/shop.html>

※以下(2)、(3)は郵送の場合

(2) 内容のチェック

提出のあった「商品取扱申込票」の内容が、出品要領や本手引きの条件等に合致しているか、また記載漏れがないかチェックします。不具合があった場合は連絡します。

(3) サンプル等の確認

出品申込のあった商品について、運営事業者が必要に応じて商品サンプルの確認やヒアリング等を行いますので、ご協力をお願いします。

商品サンプルについては、無償で提供してください。ただし、工芸品等高額なものなどは除きます。また、提供していただく日時や場所等については、運営事業者から改めて連絡させていただきます。

(4) 申込期限

随時受け付けております。

(5) 商品選定

出品申込のあった商品について県と運営事業者が協議を行い、選定します。

6. 取引条件等

仕入れ方法や取引価格、取扱時期など取引の諸条件については、運営事業者と出品者間の協議により決定します。なお、商品の取扱期間及び決済については、下記の条件とします。

取引条件が整わない場合は、当該商品を取り扱わないものとします。なお、これらの

協議について岐阜県は関与しません。

(1) 商品の取扱期間

事故等特段の事由がない限り、原則として最短3か月間は取り扱うものとします。ただし、供給可能期間が3か月に満たないもの等についてはこの限りではありません。

取扱期間の延長については、販売実績や顧客評価、商品構成等により決定します。

(2) 決済（支払サイト）

月末締め翌月末支払を原則とし、銀行振込とします。

7. 取扱を希望する前に

(1) 表示等の法令順守

出品申請をしていただいても、食品表示（いわゆる一括表示だけでなく、パッケージに記載されている全ての表現が対象となります。）が適正でないため、お取扱いできない場合があります。

商品パッケージを完成させる前に、必ず食品表示が適正かどうか、ご確認ください。

岐阜県健康福祉部生活衛生課食品安全推進室では、相談窓口を設け、ご相談にに応じていますので、ご利用ください。詳しくは、下記ホームページでご確認ください。

http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shoku/shokuhin/11222/index_8885.html

(2) PL 保険等の加入

県産品販売・情報発信拠点で取り扱う商品は、原則としてPL 保険等に加入していただくことが条件となっています。

PL 保険等とは、第三者に引き渡した物や製品、業務の結果に起因して賠償責任を負担した場合の損害をカバーする賠償責任保険です。

損害保険会社のほか、商工会議所や商工会、岐阜県中小企業団体中央会でも加入できますので、お問い合わせください。

8. 申込書等作成の留意点

商品取扱申込書等の提出書類は、取扱商品の選定や商談のための重要な書類です。このため、次の事項に留意して作成してください。

- ・「自社の強み」「商品の特徴」「セールスポイント」などを簡潔にわかりやすく記入してください。
- ・提出前に記載漏れがないか確認してください。
- ・読み間違いやすい文字（数字の「1」と英小文字の「l（エル）」など）は、ルビを付記するなど工夫してください。また、達筆すぎて読みにくい文字は誤って判読される可能性があります。読みやすい文字を心掛けてください。
- ・書類の記入欄が小さいときは、欄を拡大したり、別の説明資料を添付していただいたりしてください。
- ・写真も重要な情報です。第三者が理解しやすい写真としてください。場合によっては複数枚提出していただいても結構です。
- ・パンフレット等の添付書類は必要最小限としてください。また、該当する部分に目印や付箋をつけるなど工夫してください。

9. テスト販売

テスト販売では一定の期間、試験的に販売し、パッケージ等の改良のために消費者の意見を聴取する場を設けています。岐阜県内に事務所または事業者を有する個人、法人、その他の団体が生産・製造または販売する県産品について、県産品販売・情報発信拠点でテストマーケティングを行うことにより、新商品開発、商品のブラッシュアップ、販路開拓等に役立てることを目的とする制度です。テスト販売の対象商品や利用条件等は、出品要領に準じます。